総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度

令和８年度登録申請について

公益財団法人東京都スポーツ協会
事業部 地域スポーツ課

1　登録・認証制度について

〇登録制度

・総合型クラブの質的充実や質的向上を目的とする

・総合型地域スポーツクラブ全国協議会が定める
登録基準を具備していると認められる総合型クラブ
を登録クラブとして認定する制度

〇認証制度

・登録クラブがその特徴をいかし、更なる発展や成長を目指すことを目的とする

・総合型地域スポーツクラブ全国協議会が定める
タイプ別の認証基準を具備していると認められる
登録クラブを認証する制度

➤登録・認証制度は地域スポーツ環境の整備・発展に寄与することを目指す制度

2　登録基準について

分類	個別基準
（１）活動実態に関する基準	①多種目（複数種目）のスポーツ活動を実施している。
	②多世代（複数世代）を対象としている。
	③適切なスポーツ指導者を配置している。
	④安全管理体制を整備している。
（２）運営形態に関する基準	⑤クラブマネジャー等に専門的知識を有する者を配置している。
	⑥地域住民が主体的に運営している。
（３）ガバナンスに関する基準	⑦規約・会則・定款等（以下「規約等」という。）が意思決定機関※の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。
	⑧事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。

３　登録・認証制度のメリット

○<u>クラブに対する認知度や信頼性の向上</u>

➤行政や企業等と連携した取組や質の高いスポーツ活動への参加機会の増加等によるクラブの運営体制強化の可能性

○<u>登録クラブ間のつながりの醸成</u>

➤東京都協議会における登録クラブ間での情報交換や交流の機会の増加によるクラブ活動の新たな展開の可能性

４　総合型地域スポーツクラブ東京都協議会（参考）

〇総合型地域スポーツクラブの持続可能な運営体制の構築を図り、
　社会的な仕組みとして地域社会に定着することを目的として設置。

〇登録・認証制度に登録する都内の総合型地域スポーツクラブで構成され、
　東京都スポーツ協会が事務局を担っている。

〇登録クラブは地域ごとに６つのブロックに分かれている。（次ページ参照）
　※令和７年度登録クラブは41クラブ

〇役員構成

- 幹事長　１名　　（(公財)東京都スポーツ協会専務理事）
- 副幹事長２名以内（育成委員会委員長、常任幹事から互選）
- 常任幹事８名以内（代表委員、育成委員会委員、学識経験者）
- 代表委員14名以内（地域区分ごとに総合型クラブから代表及び副代表の２名選出）

4　総合型地域スポーツクラブ東京都協議会（参考）

○東京都協議会地域区分

地域区分名	区市町村名
区部第１	千代田・中央・港・文京・品川・目黒・大田
区部第２	新宿・世田谷・渋谷・中野・杉並・豊島・板橋・練馬
区部第３	台東・墨田・江東・北・荒川・足立・葛飾・江戸川
多摩第１	八王子・府中・昭島・調布・町田・日野・国立・狛江・多摩・稲城
多摩第２	武蔵野・三鷹・小金井・小平・東村山・国分寺・東大和・清瀬・東久留米・西東京
多摩第３	立川・青梅・福生・武蔵村山・羽村・あきる野・瑞穂・日の出・檜原・奥多摩
島しょ	大島・利島・新島・神津島・三宅島・御蔵島・八丈島・青ヶ島・小笠原

※現在は島しょに登録クラブがないため６ブロックで構成されている

5　登録申請方法

○「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度登録システム」より申請をお願いいたします。

※新規に登録申請するクラブは新規アカウントの発行からお願いいたします。

※更新登録クラブはユーザーIDとパスワードでログインしてください。
万が一忘れてしまった場合は、「所属都道府県（東京都）」「正式クラブ名」「ユーザーID（分かる場合）」を記載のうえ、日本スポーツ協会まで直接メールでお問い合わせをお願いいたします。

〈問い合わせ先〉日本スポーツ協会クラブ育成課
sc-net@japan-sports.or.jp

○システムの操作方法や具体的な申請手順については「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度登録システムマニュアル」をご参照ください。

６　令和８年度登録申請における主な変更点①

申請書類②-１基礎情報書類（基本基準（１）②）

（1）　総会員数※1とその内訳を記入ください。

※1　本設問における会員とは、会費・参加費の支払い有無や活動状況に関わらず、クラブが規約・会則・定款等で扱っている会員のことを指します。

区分	A 未就学児	B 小学生	C 中学生	D 高校生（～18歳）	E ～29歳	F ～39歳	G ～49歳	H ～59歳	I ～69歳	J 70歳～	合　計
男性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
女性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

↑総会員数

※申請時点の人数を記入してください。

申請時点の人数をご入力ください

◎会員の定義を変更

（旧）会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す。
ただし、当面の間は申請した総合型クラブが会員として扱っている者を会員としてみなす。

⇓

（新）会費・参加費の支払い有無や活動状況に関わらず、**クラブが規約等（規約・会則・定款等）で会員として扱っている者を会員としてみなす。**

６　令和８年度登録申請における主な変更点②

申請書類②－１基礎情報書類（基本基準（２）⑥）

① 最高意思決定機関の議決権保有者数をご記入ください。 0 人

② 議決権保有者のうち、クラブが所在する市町村の住民、在勤者および在学者の人数をご記入ください。
※住民の人数のみで議決権保有者の過半数に達している場合は、在勤者・在学者の人数確認は不要です。

・人数 0 人

・人数の内訳 住民、在勤者および在学者

③ 議決権保有者のうち、クラブが所在する市町村に近隣の市町村の住民、在勤者および在学者の人数をご
(②の人数が①の人数の過半数に満たない場合のみ記入)
※②の人数と近隣市町村住民の人数の合計が①の人数の過半数に達する場合は、在勤者・在学者の人数確認は不要です。

0 人

※申請時点の人数を記入してください。

申請時点の人数をご入力ください

◎申請書類の変更

・役員名簿の提出を不要とし、申請書類②－１に**最高意思決定機関の議決権保有者の構成（人数）**を入力する形に変更。

◎必ず満たすべき運用ルールの変更

・「クラブの最高意思決定機関の議決権を有する者の過半数が、クラブが所在する市町村の住民、**在勤者又は在学者**である」

➤住民に加えて在勤者・在学者も含めることとする。

6　令和８年度登録申請における主な変更点③

申請書類②-２基礎情報書類（基本基準（２）⑤）

(2)貴クラブにおけるクラブマネジャー・事務局員・役員のうち日本スポーツ協会公認クラブマネジャーの資格保有状況をお教えください。

役職	My JSPONo.

公認クラブマネジャー資格保有者

【My JSPO Noの確認方法】
My JSPO Noは指導者マイページから確認が可能です。
確認方法の詳細は指導者マイページ利用マニュアル（以下リンク）の5ページをご参照ください。
https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/katsudousuishin/doc/mypage_manu

My JSPO No.を入力してください
（ My JSPO No. の確認方法は
マニュアルp.16を参照）

(3) 貴クラブにおけるクラブマネジャー・事務局員・役員のうち日本スポーツ協会公認アシスタントマネジャーの資格保有状況をお教えください。

役職	My JSPONo.

公認アシスタントマネジャー資格保有者数　　0　人

クラマネとアシマネ両方を保有している場合は、クラマネの欄のみご入力ください。

◎必ず満たすべき運用ルールの内容を基本基準（２）の個別基準として新規に設定

（基準）クラブマネジャー等に専門的知識を有する者を配置している。

（運用ルール）クラブマネジャー、事務局員及び役員というクラブの運営に関わる者の少なくとも１名は、JSPO 公認クラブマネジャー又はアシスタントマネジャー資格を有している。

※令和11 年度登録認定時までは本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない（令和12 年度登録申請時からは移行措置を終了する）。

6　令和８年度登録申請における主な変更点④

申請書類②-２基礎情報書類（基本基準（１）③）

●指導者情報

①　②　③

	種目名	定期的なスポーツ活動（年12回以上）	定期教室活動（年12回以上）		定期的なその他活動 ※自動入力
			活動数	うちJSPO公認スポーツ指導者を配置している活動数	
例	アーチェリー	3	2	2	1
1	アーチェリー				
2	アイスホッケー				
3	アメリカンフットボール				0
4	ウエイトリフティング				0
5	エアロビック				0
6	オリエンテーリング				0

〈回答項目〉
① 定期的なスポーツ活動（年12回以上）の数
② ①のうち、教室活動の数
③ ①のうち、JSPO公認スポーツ指導者を配置している活動数

◎申請書類の変更

・Excelに必要情報を入力してシステムにアップロード（**必須提出様式のみ**入力をお願いします）

◎必ず満たすべき運用ルールの変更

・日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者を養成している競技・種目の**定期的な教室活動の指導者**のうち、少なくとも1 名はスポーツコーチングリーダーやスタートコーチをはじめとするJSPO 公認スポーツ指導者資格（スポーツリーダーは除く）を有している。なお、JSPO が同等と認める関連資格保有者も可とする。

※　令和11 年度登録認定時までは本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない。

6　令和８年度登録申請における主な変更点⑤

申請書類②-２基礎情報書類（基本基準（１）④）

●安全管理を担う者の情報

	種目名	教室活動				教室活動以外の活動（サークル・イベント等）	
		定期教室活動（年12回以上）		その他の教室活動（年12回未満）			
		活動数 ※自動入力	うちJSPO公認スポーツ指導者が安全管理を担っている活動数	活動数	うちJSPO公認スポーツ指導者が安全管理を担っている活動数	活動数	うちJSPO公認スポーツ指導者が安全管理を担っている活動数
		①		②		③	
例	アーチェリー	2	2	3	1	0	0
1	アーチェリー	0					
2	アイスホッケー	0					
3	アメリカンフットボール	0					
4	ウエイトリフティング	0					
5	エアロビック	0					

〈回答項目〉
- 以下の活動の数
① 定期教室活動（年12回以上）
② その他の教室活動（年12回未満）
③ 教室活動以外の活動（サークル・イベント等）
- 上記のうちJSPO公認スポーツ指導者が安全管理を担っている活動数

◎申請書類の変更

・Excelに必要情報を入力してシステムにアップロード（**必須提出様式のみ**入力をお願いします）

◎必ず満たすべき運用ルールの変更

・クラブの**各スポーツ活動における安全管理をスポーツコーチングリーダーやスタートコーチをはじめとするJSPO 公認スポーツ指導者資格（スポーツリーダーは除く）が担っている。**

なお、JSPO が同等と認める関連資格保有者も可とする。

※令和11 年度登録認定時までは本基準が満たされないことを理由に登録を不可とすることはしない

６　令和８年度登録申請における主な変更点⑥

申請書類③緊急時の連絡体制図（基本基準（１）④）

◎申請書類の新規追加

・**緊急事態発生時の連絡体制が分かる資料**をアップロード

①クラブで独自の連絡体制図を保有している場合はその資料を提出

②クラブで緊急時の連絡体制が分かる資料を保有していない場合は
JSPOのひな形を活用して連絡体制図を作成して提出する

貴クラブにおける、緊急事態発生時の連絡体制がわかる資料(緊急時のフロー・連絡体制図など)を、
以下のいずれかの方法でご提出ください。

①クラブにおいて独自の連絡体制図等を保有している場合: 資料を以下に添付してください。

②クラブにおいて緊急時の連絡体制に関する資料を保有していない場合:
下記リンクの様式を基に連絡体制図を作成し、添付してください。
https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/kurabuikusei/tourokuninnsyouseido/01 shinsheisyorui/sinseisyorui3.xlsx

令和8年度申請では、全クラブが提出必須です。
（令和9年度以降は新規登録時のみ提出必須とし、更新登録時は変更があった場合のみ提出いただきます）

ここにファイルをドロップしてください

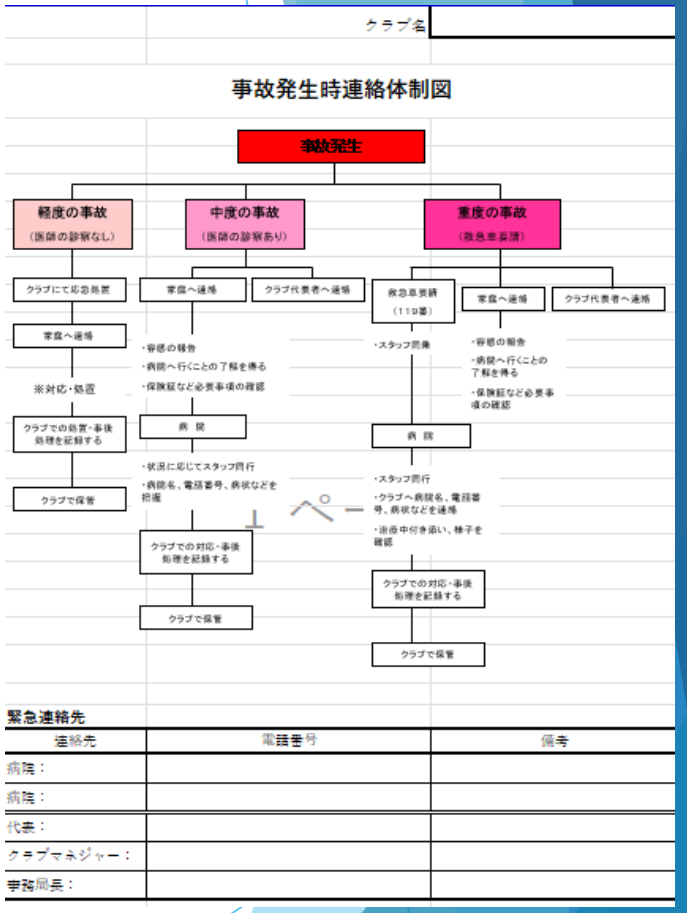

連絡体制図（ひな形）

６　令和８年度登録申請における主な変更点⑦

申請書類⑦自クラブの自己点検・評価の結果

◎申請書類の変更

・他の申請書類（申請書類①②）と内容が重複しているため、シートA（クラブプロフィール）の記入は令和８年度から入力不要とする。

※シートB、シートCは引き続き入力が必要なのでご注意ください。

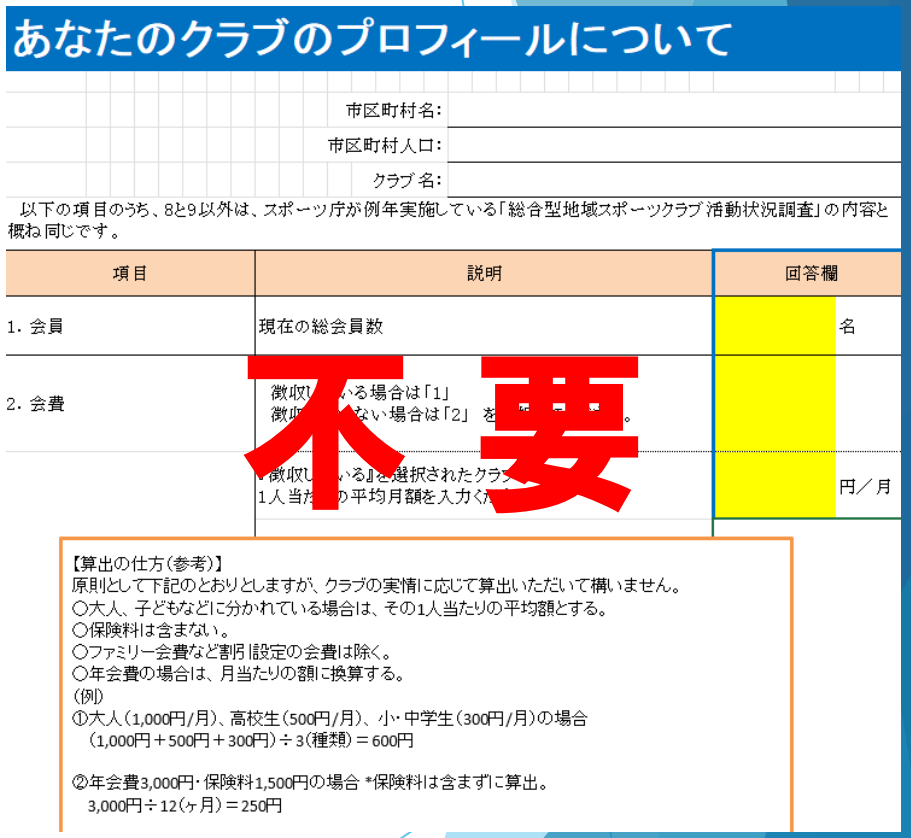

あなたのクラブのプロフィールについて

市区町村名：
市区町村人口：
クラブ名：

以下の項目のうち、8と9以外は、スポーツ庁が例年実施している「総合型地域スポーツクラブ活動状況調査」の内容と概ね同じです。

項目	説明	回答欄
1. 会員	現在の総会員数	名
2. 会費	徴収している場合は「1」 徴収していない場合は「2」を[illegible]。	
	『徴収している』を選択されたクラブは、1人当たりの平均月額を入力ください。	円／月

不要

【算出の仕方(参考)】
原則として下記のとおりとしますが、クラブの実情に応じて算出いただいて構いません。
○大人、子どもなどに分かれている場合は、その1人当たりの平均額とする。
○保険料は含まない。
○ファミリー会費など割引設定の会費は除く。
○年会費の場合は、月当たりの額に換算する。
(例)
①大人(1,000円/月)、高校生(500円/月)、小・中学生(300円/月)の場合
(1,000円＋500円＋300円)÷3(種類)＝600円

②年会費3,000円・保険料1,500円の場合 *保険料は含まずに算出。
3,000円÷12(ヶ月)＝250円

↑シートA

６　令和８年度登録申請における主な変更点⑧

申請書類⑧ 申請書類⑥⑦を議決した議事録（基本基準（３）⑧）

◎必ず満たすべき運用ルールの一部変更

（旧）事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録（出席者が明記されているもの）が提出されている。

⇓

最上位の意思決定機関に限定

（新）事業計画・予算、事業報告・決算を議決した**総会・理事会・運営委員会等のうち最上位の意思決定機関**の議事録が提出されている。

※事業計画・予算、事業報告・決算すべてが議決されている議事録が必要です。

事業計画・予算は理事会、事業報告・決算は総会、などそれぞれ別の意思決定機関で議決することとなっている場合等は両方の議事録をご提出ください。

※議事録の作成にあたり、法人格を有している場合は、法令に定める方法で作成すること。
任意団体は以下の内容が記載されていると望ましい。
(1) 日時及び場所 (2) 議決権を有する者の総数及び出席者数 (3) 審議事項 (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項

7　登録申請時の注意点

〇書類の提出漏れや入力漏れにご注意ください。

〇クラブ名は正式名称（一般社団法人・・・など法人の種類も含めて）でご入力ください。

〇申請書類⑤は事業計画と予算の両方を必ずご提出ください。

〇申請書類⑥は事業報告と決算の両方を必ずご提出ください。

〇申請書類⑨自己説明・公表確認書はスポーツガバナンスウェブサイトが発行するPDFをご提出ください。（Wordのセルフチェックシートではないのでご注意ください）

➤提出前に漏れや誤りがないかご確認のうえ、申請いただきますようお願いいたします

8　令和８年度登録申請スケジュール

〇令和８年度登録申請期間

令和７年10月1日（水）～同年11月28日（金）

〇登録有効期間（１年間）

令和８年４月１日～令和９年３月31日

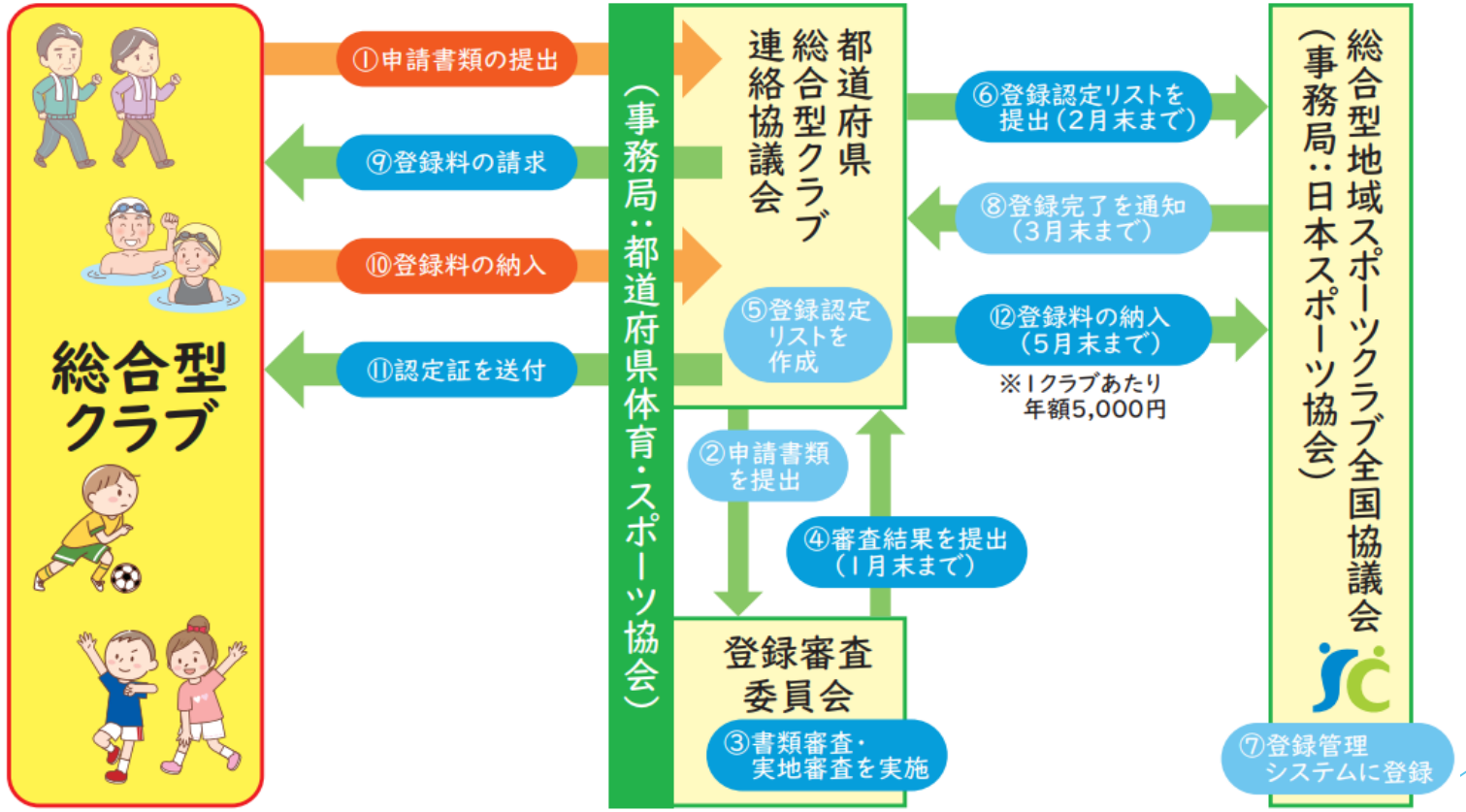

※（公財）日本スポーツ協会発行「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度 概要リーフレット」より

９　参考情報

○「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度登録システム」は

毎月第1月曜日（休日の場合は翌営業日）の10:00～11:00に

メンテナンスを行うため、その時間は作業ができなくなります。

ご注意ください。

※申請期間中のメンテナンス日は10/6（月）、11/4（火）です。